

実践 税務調査

税理士 牧野 義博



海外への社員旅行を給与に認定

担当者 はい。

調査官 参加者は何名でしたか？

担当者 従業員は12名ですが参加者は10名でした。

調査官 一人当たりの旅行費用は24万1300円ですね。不参加者に対し金銭等の支給はありましたか？

担当者 不参加者への金銭の支給はありません。

調査官 旅行の目的や規模等を説明してください。

担当者 2泊3日D国への海外旅行です。普段はいくつかの現場に分かれて業務を遂行してもらっている従業員と一緒に海外に連れて行くことによって、一体感を持たせ、円滑な業務の遂行が可能となることを期待して行ったものです。

調査官 旅行費用が高額ですが、その理由は何ですか？

担当者 なるべく現地での滞在時間が長くなるよう往路は午前便、復路は午後便を利用しました。また、参加者に満足感を与えるため、宿泊はランドマーク的なホテルで部屋を1人1部屋とし、食事は現地の有名レストランを使い、本件参加者のみをグループとし、専用の添乗員をつけたことが割高の原因であると思います。

調査官 レクリエーション行事として行われる従業員を対象とした慰安旅行としては、経済的利益が多額で、社会通念上一般的と認められる範囲を逸脱していると思われまます。参加者の受ける経済的利益の額は、その全額が所得税法第28条に規定する給与等として課税の対象となります。

担当者 所得税基本通達36-30(課税しない経済的利益……使用者が負担するレクリエーションの費用)及び個別通達から見ると、旅行に要する期間が4泊5日以内で、全従業員の50%以上が参加していれば課税しないとあります。

従業員はほぼ全員が参加していますし、それに従業員には経済的利益を受けることについての選択性が認められないものであり、この通達という社会通念上一般的に認められる範囲内のレクリエーション行事であるので、従業員に対する経済的利益(給与)は発生しないと思います。

調査官 この通達の趣旨は、

使用人らの慰安を図るため使用者が費用を負担してレクリエーション行事を行うことは一般化しており、レクリエーション行事が社会通念上一般に行われていると認められるようなものであれば、あえてこれに課税するのは国民感情からしても妥当ではないことを考慮したものと解されます。

この趣旨からすれば、従業員の参加割合、参加従業員の費用負担ないし両者の負担割合よりも参加従業員の受ける経済的利益が重視されるので、経済的利益が多額のため給与課税となります。



イラスト 渡辺 正義

従業員を参加者として実施した海外への社員旅行について、調査官は旅行の企画や目的、規模や日程、従業員の参加割合等について、事実の確認を行っています。

調査官 社員旅行の費用が総額241万3000円ですが、経理処理は全額福利厚生費としていますね。